

寒川総合図書館雑誌スポンサー制度広告表示仕様書

寒川総合図書館雑誌スポンサー制度実施要領第 5 条の規定に基づき、広告の表示方法、表示位置、規格等を次のとおり定める。

1, 雑誌及び雑誌カバーへの表示

提供雑誌の表紙及び雑誌カバーの表紙に「この雑誌は、〇〇様（雑誌スポンサーの名称）から提供されています。」と表示する。

- (1) 雑誌スポンサーの名称の表示枠は、縦 4 cm×横 13 cm以内とする。
- (2) 雑誌スポンサーの名称の表示位置は、雑誌のタイトル等を避けて表示する。
この場合、雑誌スポンサーによる表示位置の指定又は変更はできない。
- (3) 雑誌及び雑誌カバーの表示に要する費用は、図書館が負担する。

2, 広告チラシの表示

提供雑誌の最新号の雑誌カバー裏表紙に雑誌スポンサーの事業に関する広告チラシを表示する。

- (1) 広告チラシの表示枠は、提供雑誌のサイズ以内とする。
- (2) 広告チラシのデザインは、自由とする。
- (3) 雑誌スポンサーは、広告チラシの作成及び作成に要するすべての費用を負担するとともに、あらかじめ図書館が指定する枚数を図書館に提出するものとする。

3, 雑誌架への表示

提供雑誌の配架場所に「〇〇（雑誌名）は、〇〇様（雑誌スポンサーの名称）から提供されています。」と表示する。

- (1) 雑誌架の表示枠は、縦 10 cm×横 21 cm以内とし、上記の表示のほか、雑誌スポンサーの所在地及び連絡先等を表示することができる。
- (2) 雑誌架の配置場所及び表示位置は、図書館が指定する場所とする。
- (3) 雑誌架の表示に要する費用は、図書館が負担する。

4, 広告の表示期間

(1) 雑誌及び雑誌カバーの表紙の表示

雑誌表紙の表示は、保存期間の満了等により提供雑誌が廃棄されるまでとする。ただし、保存期間が過ぎた後、リサイクル雑誌として町民等に無償で提供する場合は、広告を表示した状態で提供するものとする。

雑誌カバーの表紙の表示は、雑誌の提供期間とする。

(2) 広告チラシの表示

雑誌の提供期間とする。

(3) 雑誌架の表示

雑誌の提供期間とする。ただし、提供する雑誌の刊行の廃止その他の理由により、図書館に雑誌を提供できなくなった場合は、最終号発行後1箇月までとし、図書館は、「〇〇（雑誌名）は、〇〇様（雑誌スポンサーの名称）から提供されていましたが、〇月号（〇月〇日号）をもって廃刊（休刊等）となりました。」と表示を差し替えるものとする。